

平成二十一年二月二十七日提出  
質問第一六五号

## 交通捜査用覆面パトカーに関する質問主意書

提出者  
河村たかし

## 交通捜査用覆面パトカーに関する質問主意書

いわゆる交通捜査には、通常の白黒パトカー以外に、覆面パトカーが使用されているが、覆面パトカーの導入目的・運用等については以下のような疑問があるのでご回答いただきたい。

- (1) 刑事捜査・公安捜査においては捜査対象に気付かれずに追跡する必要があることから、覆面車両の必要性を了解できる。しかし、交通捜査、殊に交通取締りの分野においては、まず交通違反の未然防止の観点から、いわゆる白黒パトカーによるパトロールが有効であると考えられる。その点において、覆面パトカーは違反の未然防止の措置を怠り、警察車両であることを隠して違反させてからそれを取り締まる、不適切・不公正な捜査手法であるとの疑いがある。

このような取締り手法について、政府は正当なものと認識しているのか。それとも、覆面パトカーをあえて交通捜査に供用すべき何らかの必要性があるのか、ご回答いただきたい。

- (2) 交通捜査用の覆面パトカーは追尾式速度取締りの他に、どのような取締り、あるいは捜査に従事するのか。ご回答いただきたい。

- (3) 追尾式速度取締りに用いられる交通捜査用パトカーは何台運用されているのか。うち覆面パトカー

は何台か。都道府県別にご回答いただきたい。

- (4) 追尾式速度取締りにおいて、違反事実の証拠となるのはパトカー乗務員作成の記録紙などの証拠とパトカー乗務員の証言のみであるため、パトカー乗務員が示し合わせれば冤罪も起こりうる。そのような冤罪のおそれのある取締りを防止するために、あるいは否認事案に対する有効な証拠として、交通捜査用パトカーにタコグラフや車載カメラなどによる客観性の伴う取締り記録が必要と考えるが、政府の見解はいかに。

- (5) 交通捜査用パトカーによる追尾式速度取締りの執行において、その赤灯の点灯や追尾方法（被疑車両との間隔、測定する距離など）につき現場の警察官に対して、どのように教養しているのか、具体的に回答いただきたい。

教養内容が都道府県により異なる場合は、都道府県別にご回答いただきたい。

右質問する。